

北警協第22号
令和5年4月12日

会 員 各 位

(一社)北海道警備業協会
会 長 長 尾 昭

各種講習受講時の問診票提出の廃止について（ご案内）

桜花の候、各位におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素、当協会の運営各般につきまして、ご支援ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。
さて、これまで、新型コロナウイルス感染症拡大防止の一環として、当協会が主催する各種講習に当たり、受講される方に「問診票」の提出をお願いしておりました。
これに関しまして、感染症法上の位置付けが、本年5月8日に2類から5類感染症に変更される予定であることから、**分類変更後は問診票の提出を廃止**することといたします。

つきましては、下記事項をご確認いただき、各種講習に参加予定の受講者に対して、自主健康管理の徹底について引き続きご指導いただくとともに、各位におかれましても受講予定者の健康状態を十分に把握されますようお願い申し上げます。

記

1 問診票提出の廃止

感染症法上の分類が変更後に当協会が主催する全ての講習とする。

※ 分類変更前に開催する各種講習を受講する際は、問診票を提出していただきます。

2 基本的な感染防止対策について

(1) 基本的感染防止対策の励行

感染防止対策として、「人と人との距離の確保」、「手洗い・手指消毒の励行」等は引き続き実施してください。

(2) マスクの着用について

マスク着用は、個人の判断といたしますが、感染状況が拡大傾向にある場合や、咳き込む等の症状がある場合はマスクの着用をお願いすることもありますので、マスクは持参してください。

(3) 参考事項

新型コロナウイルスの感染を疑う症状がある場合や、濃厚接触者と判明した場合は受講をお断りする場合がありますのでご了承ください。

取扱事務局

指導教育第1部長 黒田

指導教育第2部長 田尾

(011-242-8800)